

## 中央新幹線建設に伴う発生土について

- トンネルの掘削に伴う発生土については、国土交通省や県の公共工事において、発生土の現場内利用や、事業間での利用の推進に向けた取り組みがなされているところです。
- 中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき国土交通大臣の建設の指示を受け当社が建設するものであり、その発生土について、当社は国や県の取り組みにならい、まずは自らの新幹線建設事業での造成に最大限活用していく考えです。一方、本事業として活用する土量は限定されることから、利用計画が未定の発生土について、他の公的事業、さらには民間事業を含めて、有効活用していただくことで考えていく予定です。
- については、長野県内における他の公的事業や民間事業での有効活用についての情報収集や斡旋に加え、発生土の受入時期や場所、利用土量、優先順位等の具体的な内容についての利用調整窓口を県にお願いしたい。
- 発生土の運搬等に関する条件としては、
  - ・発生土の運搬、取卸し、整地※（整地にあたっての防災対策工事含む）は当社で実施します。  
※公的事業自体の造成は公的事業主体で実施（例えば公的事業が堤防拡幅の場合は、運搬、取卸しは当社が実施、堤防拡幅工事は公的事業主体が実施）
  - ・公的事業の場合は、公的事業の主体にて、事前に用地の手当てや行政手続きを整えるなど、発生土の受入可能な状態にして頂きたい。
  - ・公的事業以外の場合は、借地契約など用地の手当て等について、当社と関係地権者の間で行います。また、地権者（隣接地権者含む）や地元自治会等と協議・調整、行政手続きを行うに際しては、県および市町村に後押しをお願いしたい。
  - ・運搬の際は、基本的に既存道路を使用します。新たに運搬路等が必要な場合には個別に関係機関と協議させていただきます。
  - ・整地後は有效地に活用していただきたい。